

第12章 情報公開・説明責任

大学は独自の建学の精神に基づき、教育・研究を行うことで社会的貢献を果たしてきたといえるが、父母から学納金を徴収し、また公的機関等より補助金・助成金を受ける社会の公器である以上は、経営を安定させると共に、様々なステイクホルダーに対して常に自らの状態を開示し、理解を得ていくことが重要である。さらに、大学の側には、その教育・研究成果を正しく社会に還元し、それが社会に役立つものであることを説明すべき義務がある。社会に役立つかどうかは、グローバルな視点、長期的な視点、あるいは現状変革的な視点など、幅広い視点で複眼的に判断されなければならない。いずれにしても、大学の側が、それをきちんと社会に説明できるのでなければ、その存在意義を問われることとなる。説明責任を果たさなければ、社会からの評価が得られず、結果として淘汰される。

情報開示（第三者による評価を含む）を進めることで自らの強み・弱みが明確に認識でき、リスクマネジメントが強化されることで、ブランド価値の維持・向上も期待できる。

本学は1875年創立以来、新島襄が掲げた建学の精神であるキリスト教主義・自由主義・国際主義に基づいて教育・研究を進め、多くの自治自立の人材を輩出してきた。この大きな変革の時期に、過去の知的資産や実績に頼るだけでは時代を乗り切れるものでないことは認識している。本学が今後も社会から評価を得つづけるためには、教育・研究成果にとどまらず教育内容・実態にいたるまでできるかぎりの情報を公開し、社会との連携を深めながら、教育研究レベルの一層の高度化を進め、個性的で魅力ある大学であるよう努力する必要がある。さらに、制度上の仕組みとしても、高等教育および学術研究に深い理解と高い識見を有する学外有識者の意見を幅広く聴取し学内の運営に活かして行くことが重要であると認識し、トップ企業の経営者からなるメンバーを中心にした有識者懇談会を1999年に発足させ、企業人の立場から本学の施策に対しての評価と将来構想など意見を求め、2002年に経営戦略懇談会と改称し、現在に至っている。

大学選別の時代においては、ステイクホルダーである学生、受験生、学費負担者に対して、できうるかぎりの情報を公開して第三者だけでなく広く一般からの評価を受けることが求められている。大学における教育研究を向上発展させるためには経営の安定を図る必要がある。学生納付金というかたちでの直接的負担を求めることには、家計支持者の経済的負担を考えるとすでに限界に近づいているとみなければならない。今後は、諸外国に比べて極端に低い公的財政支出を拡大することも当然のことながら、寄付や委託研究等さまざまな形態で、社会から幅広く資金を獲得する努力が必要となろう。大学が社会に支えられたためには、その財政運営が適正になされているかどうかについて、社会的な評価も受けなければならないことは当然である。

膨大な研究費を費消する大型プロジェクトに携わる研究者はもとより、そうでない教員であっても、教育研究費の主たる負担者である国民に対して、教育・研究の活動やその成果に関する情報を公開することは当然のことである。

本学においては情報公開及び説明責任の立場から、「教育研究自己点検・評価報告書」を発行し、相互評価認定を受け、結果を公表している。

また、個々の教員の活動については「教員研究活動報告書-1995-」を発行し、1999年からは研究者情報をWeb上で公開している。

さらに、「同志社大学基礎データ集」についても作成し、10年目を迎えている。

今後は、大学の説明責任と密接な課題として、教員の教育・研究評価システムの確立が求められる。

その一端として、学生による「授業評価アンケート」を2002年から実施し、「厳格な成績評価基準」に基づいたGPA制度による成績評価を2004年から実施している。

また、本学のWebには、各組織を概略したページと各学部・研究科をはじめとした各組織が独自に構築したページで構成している。各学部・研究科は各々の全般的な取り組みを情報発信している。とりわけ神学部では「神学部オープンコース」の授業内容をストーリーミング配信し誰でもが神学部の教育内容の一端に触れることができる。

著作権など知的財産権との関係に十分注意しながら本学の教育・研究成果、財務状況などをこれまで以上に広く社会に配信することで、情報公開と説明責任を果たし社会の重要な一員であることが認知されるものとする。そのためには教育・研究条件の整備とともに教育・研究内容の向上を図るシステムの構築を目指す。その一貫として、研究などの評価制度を取り入れ、学内にあっても競争的環境を構築する。また、個人情報保護には細心の注意をはらい、倫理観、プライバシー保護に関わる取り扱いなど、教職員が常に意識するように研修を行う。

1. 財政公開

【現状の説明】

大学では、予算の内容は広報誌「One Purpose」に掲載して、学生・父母・卒業生に向けて発信しており、学校会計をよりわかりやすく説明することを目的として編集している。ここでは、難解といわれる学校会計の基本金組入額計算について、施設・設備関係支出や借入金返済支出、固定資産除却額といった単位に分解した独自形式の「収支予算書」で説明してきた。また、収支構成のグラフや事業別予算額、新規事業の内容及び予算額などを提供して、財源の使途が追跡できるよう工夫している。決算についてもこれを踏襲した構成内容である。

法人全体の予算は、学内報である「同志社社報」に掲載しているが、ここでも「収支予算書」形式による説明を主とし、別途、会計基準に基づく予算書を付している。決算はこれに貸借対照表が加わる。また、大学・法人とも広報誌の掲載内容をPDF化してWeb上で公開している。

なお、改正私立学校法の趣旨に沿って、2004年度法人決算については事業報告書の中で財政状況を詳細に解説した。事業報告書は学生・父母・教職員に配布し、Webにも掲載している。

【点検・評価 長所と問題点】

Webでは、財政状況の推移が把握できるように過去5年分（ただし大学は2003年度から開始）を掲載している。単年度データを公開する大学は増えてきたが、過去数年分にとって提供しているところはまだ多くない。その意味で、これは本学の財務情報に関する開かれた姿勢を示すものである。また「事業報告書」の発行によって、これまでの教職員に向けた専門的記述を中心にした構成から脱皮し、より平易かつ明快な財政公開が実現できたと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004年度に格付を取得したことで、それを契機に本学の財政に対する社会の関心度はさらに高まっている。現段階での情報公開に関する本学の考え方は「事業報告書」という形で結実したが、紙資料にしるWebにしる、学校から一方通行で説明していることには変わりはない。今後は、利害関係者ステイクホルダーからの疑問や質問に答えるようなよりインタラクティブな形式での情報公開を追求すべきである。これについては既に、学費改定にあたって学生を対象にしたパブリックヒアリングを開催した実績があり、そこでは学費の用途についての質疑も行われた。また、Webで学長がさまざまな質問に直接答える「サイバー学長室」には財政に関する質問も寄せられている。これらは大学の実行例であるが、法人レベルでも、このような流れに沿った恒常的な情報公開を検討する必要がある。

2. 教育の情報公開と説明責任

【現状の説明】

本学学生には、シラバス・講義概要をはじめとする様々な授業情報を公開している。これら本学の教育内容をステイクホルダーだけでなく広く社会にも公開することによって、社会の一員としての役割を果たしている。1995年度以降Webを通じた情報公開の充実に努め、講義概要・シラバス情報を電子化し提供してきたが、現在、大学院を含む全開講科目（約7,700科目）をキーワードによる全文検索を可能とするなど、検索機能を強化し公開している。

本学を卒業する学部学生・大学院生の質を保証することは、社会からの要請であり社会的責務でもある。教育情報を広く公開するとともに、教育方法の改善にも取り組んでいる。FD活動をより推進するため、2004年度に教育開発センターを設立し、学生による授業評価アンケートも実施している。2004年度秋学期は2,550科目について実施し、集計結果を公開している。

さらに、厳格な成績評価の実質化にも取り組んでいる。2004年度から、大学院を含む全開講科目（少人数の科目等を除く）の成績評価結果を公表するとともに、授業内容や授業方法に関する改善の要望と成績評価に関する質問と異議申し立てを受け付けるクレームコミッティ制度を導入した。

また、個別の学部・研究科等の取り組みとして、神学部・神学研究科はWebを通じて、日本語と英語とで積極的な情報発信を行っている。Webには「神学部オープンコース」が設置されており、ここでは、実際の授業内容を収録したものを動画としてストリーミング配信している。誰でもがそのコンテンツを視聴でき、神学部の教育内容の一端に触れることができるようになっている。学生による授業評価は、神学部設置のすべてのクラスに対して実施されているが、その集計結果は冊子として公開されており、学生の科目履修のために役立てられている。それが教員の授業改善のために活用されていることは言うまでもない。

法学部では、授業評価アンケートの結果、各学期試験の出題意図と講評を公表している。

経済学部では、履修支援システムの充実を図っている。演習履修ナビは、担当者自らが作成するもので、このページは演習登録などの際に、詳しく正確な情報を学生に与え、広く活用されている。

商学部では、教学理念・目的、教育内容、各教員の紹介などの親しみやすいハンドブックとして『My Doshisha』が刊行されている。毎年内容が改善され、学生や受験生とその父母まで広く周知されている。

言語文化教育研究センターでは、本センターの概要、外国文化週間やランゲージセミナーなどのイベント情報、教員プロフィール、提供カリキュラム、所蔵資料・刊行物に関する情報を公開している。また、一部教員が独自に開設しているWebにおいては、参考資料や授業進度表・時間割・シラバスなどを公開し、受講生への便宜を図っている。本センターの紀要である『言語文化』に掲載された論文・研究ノート・書評等は、その全文をWeb上でも公開している。

文学研究科では、シラバスを独自のWebに公開し、受験生への広報活動に利用するとともに、研究科の教授スタッフの専門領域や業績、その具体的な社会的貢献についても、外部に発信するように努めている。また効率的な学習や双方向的授業を活性化するため、各教員が各科目別にサイトを構築することが可能になり、e-class システムを利用し、その成果や実施状況を年度末に「教育方法実施アンケート」として報告する体制を整えている。研究活動においては、学内紀要のデジタル化をいち早く推進している。

【点検・評価 長所と問題点】

シラバス情報へのアクセス数は2004年4月の1か月で約124千件、また成績評価の公表は1日約36千件のアクセスがあり、学生の関心も高く有効であった。全科目の成績評価の公表は、評価の説明責任に関する教員自身の一層の自覚を促し、もって教育の質の向上に資するものと確信している。ただし、学生が、成績分布の高い科目を検索し、いわゆる楽勝科目の安易な登録に陥ることが懸念される。

授業評価アンケートはマンネリ化しているとの指摘もあり、実施方法および集計要領の検討が必要である。

クレームコミッティには、授業内容やレベル、成績評価に関するクレームが24件提出され、科目担当者に改善を勧告するなどの迅速な対応を実施した。

個別組織の問題点としては、神学部の情報公開において、神学やキリスト教に関する初歩的な説明が、まだ十分になされていない点を指摘することができる。Webなどでは高度な学術研究や教育内容の一端を知ることができるが、宗教に関して十分な知識を持たない一般の人々に対しては、基本的な説明をわかりやすく行う責任があるだろう。法学部が実施している各学期試験の出題意図と講評の公開は、受講生にも一定の説明責任を果たしているといえよう。言語文化教育研究センターの紀要である『言語文化』をインターネットに向けて公開しているが、システムの制約からインターネットの一般的な検索エンジンを利用して検索できない点が問題点として指摘できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

提供される情報を学生が有効に活用し、将来の進路と自分の関心を見据えた自律的な学修行動が可能となるよう、Web環境を利用したシステムの充実に向け取り組む。

授業評価アンケートは、携帯電話による回答が可能となるよう検討している。

成績評価や授業方法、内容に関するクレームを未然に防止するとともに、同様のクレームが再発しないよう要領を定め運用するとともに、さらなる成績評価の厳格化と楽勝科目の排除を進める。

また、今以上に本学の教育内容と学生の質の向上を図るため、これらのアンケート集計結果や成績分布などを社会にも公表しているが、個別の科目の分布なども公表することを検討している。また、Webでの基本的な学部・研究科の説明は、見る側に立って充実を図る必要がある。商学部では、Webの改善に努めており、シラバスや履修要項ともに、教育・研究活動の公開が決定され、社会貢献活動の年次別実態は『同志社商学』に2005年度から掲載することが決定している。

3. 自己点検・評価

【現状の説明】

1996年および2000年発行の「教育研究自己点検・評価報告書」、「改善報告書」等は、他大学・官公庁・報道関係機関に提供している。さらに個別の要望があれば、そのつど提供することとし、学内外に公表している。各組織が作成する報告書についても要望に応じて提供している。また、Webにおいてもできるかぎり公開を原則としている。

外部評価については、工学部・工学研究科、理工学研究所、法学部・法学研究科が実施しており、自己点検・評価運営委員会委員長および学長に報告し、学内および学外関係諸機関へ報告書を配付・公表し、要望があれば提供している。

アカウントビリティの要請に応えるべく、可能な限りの情報について、各種刊行物および財務状況等はWebで公開をしている。「同志社大学基礎データ集2004」もWebに掲載した。

また、企業10数社の役員に委員を委嘱し、「経営戦略懇談会」を年2回程度開催し、本学の諸課題について外部からの意見を聴取し、改善に役立てている。

法学部では、学部教育について第三者評価制度が導入されており、その報告書が作成され、教員および関係者には配布されている。工学部・工学研究科では、独自の取り組みの第三者評価結果も冊子として公表している。

2004年学校法人同志社は、外部評価の一環として株式会社格付け投資情報センター（R&I）から、AA+を取得した。

【点検・評価 長所と問題点】

大学のさらなる発展の方向を探ることを目的とするため情報公開・説明責任は今後さらに必要である。大学は、社会から厳しい評価を受けつつあり、同時に大学の活動に対するアカウントビリティが求められている。これは社会からの要請であるとともに強い期待の現れでもある。総合大学であるため、情報量も多く、説明すべき内容も多岐にわたるが、わかりやすく、適切に、可能な限り公開する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、各種刊行物および財務状況等をWeb上で開示しているが、今回の自己点検・評価報告書についてもWeb上で公開する。私立学校法の改正にともない、2005年度から事業報告を判りやすく説明した「ファクトブック同志社」も刊行した。外部評価について、格付けは当然ながら、学部・研究科個別の外部評価についても将来的にWeb上で公開する可能性が課題として検討されるであろう。点検・評価の体制を不断に整備し、情報公開・説明責任がより迅速に果たせるようにしたい。

4. 個人情報保護の適切性

【現状の説明】

コンピュータによる個人情報の大量処理、情報通信技術の発展とネットワーク化による電子化された情報の利用拡大に伴う個人情報に係るプライバシー侵害等の問題について、本学においても多くの個人情報を保有する大学としての適正管理の責務から情報処理倫理委員会を1990年に設置し検討してきた。基本的人権の尊重とプライバシー保護の観点から、本学が保有する学生の個人情報を適正に取り扱うため、1995年3月「同志社大学学生個人情報保護のガイドライン」を定めた。ガイドラインでは、個人情報の収集範囲、収集に際した利用目的の明示、情報管理責任者の設置と責務、個人情報の利用の制限、個人情報の提供の制限、個人情報の開示と廃棄、個人情報の収集・利用・提供の例外などの取り扱いを明文化し、以降10年にわたりこれに基づいた取り扱いを行っている。

2005年4月からの「個人情報の保護に関する法律」の全面施行に伴い、規程の再整備を行い、新たに学校法人全体として学生・生徒・園児とともに卒業生・教職員を対象とした「個人情報保護の基本方針」、「個人情報の保護に関する規程」を制定した。それを受けて「同志社大学個人情報保護委員会内規」、「同志社大学情報管理者内規」を制定した。

【点検・評価 長所と問題点】

本学では、1995年に「同志社大学学生個人情報保護のガイドライン」を制定しており、個人情報保護に対する意識は高い。

また、今回の規程再整備を機に、個人情報保護に係る委員会について、従来各学部・研究科から選出された委員で構成していた「情報処理倫理委員会」を、個人情報を取扱う部署の個人情報管理者である部科所長と、個人情報保護に関する有識者である教員若干名で構成する「個人情報保護委員会」として再編した。これにより、個人情報取り扱い部署において、より一層の取り扱い意識の向上とともに、より適切かつ迅速な対応に繋がると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人情報及びその保護に関する取扱いは、明文化し対応についてのマニュアル化がされることも必要である一方、機械的に処理できる問題ではない。文字面の規程を読むだけでなく、本質的な倫理観、個人の権益、プライバシーの保護に係る個人情報の取り扱いに対する考え方、画一的処理のできない臨機適切な対応の考え方などについても、啓発と習熟に努めるよう研修を行う。